

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

石川県の最低賃金 984 円へ

石川地方最低賃金審議会は9日、石川県内の最低賃金の時給を51円(5・46%)引き上げ、過去最高の984円とする改正を賛成多数で決め、八木健一石川労働局長に答申した。増加幅は現行方式となった2002年度以降で最大となり、中央審議会が示した目安50円増に1円を上乗せした。全会一致での結論に至らなかったのは10年ぶりで、目安額を上回るのは2年連続。改定額は最短で10月5日に発効する。なお、富山県は998円、福井県は984円。

「改悪」で気になる遺族年金制度 見直しの方向性

◆遺族厚生年金の「男女差」是正

先月、『遺族厚生年金の「男女差」是正』が報じられ、SNS上で「遺族年金改悪」などの投稿が急増していますが、誤解されていると思われるものも少なくないため、どのような誤解があるかを整理します。

◆「遺族年金は一律5年間の有期給付に」は誤解

現行の遺族年金は、妻を亡くした夫が55歳未満だと受給権がなく、夫を亡くした妻が30歳未満だと給付は5年のみ、30歳以上なら無期給付、という仕組みです。

7月30日の社会保障審議会年金部会で了承された改正案は、60歳未満で遺族厚生年金を受け取る際の要件における男女差の改正を目指すもので、5年間の有期給付となるのは20～50歳代の子がいない配偶者です。

ところが、現在受給している人や60歳以上の高齢期の配偶者死亡のケースも対象になる、との誤解があります。



※施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持します。

◆「20～50歳代の子がいない配偶者はすぐに有期給付化」は誤解

同案では、有期給付化される20～50歳代の子がいない配偶者が夫の場合、「施行日から新たに有期給付の支給対象に」となるとされています。一方、妻の場合は「有期給付の段階的拡大」とされ、「現行制度における30歳未満から段階的に引き上げる」「現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行する」とされています。

◆議論がまとまるのは年末

改正の方向性で示された内容は、いわゆる「年収の壁」問題など多岐にわたり議論は続きます。年末までにまとめ、早ければ来年の通常国会に関連法案が提出される見通しです。

【厚生労働省「第17回社会保障審議会年金部会」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240730.html

男性育休初の30%超え～「令和5年度雇用均等基本調査」より

厚生労働省は、「令和5年度雇用均等基本調査」の結果（従業員5人以上の3,495事業所から回答）を公表しました。この中から、男性の育児休業の取得状況についてご紹介します。

◆法改正により取得率が上昇

昨年度の男性の育児休業取得率（産後パパ育休を含む）は30.1%で、令和3年度より13ポイント増えて過去最高を更新しました（女性は、84.1%（令和3年度より3.9ポイント増））。同省は、取得率が30%に達した理由として、令和4年の育児介護休業法の改正により取得意向の確認が義務付けられたことや、中小企業に様々な政策を打ち出し、制度が周知されたことなどを挙げています。

育児休業の取得期間は、「1か月～3か月未満」が28.0%（令和3年度24.5%）と最も高く、「5日～2週間未満」が22.0%（同26.5%）、「2週間～1か月未満」が20.4%（同13.2%）となっており、2週間以上取得する割合が上昇しています。

事業所の規模別では、「従業員500人以上」が34.2%で最も多く、100人以上の事業所では30%を超えているのに対し、「5～26人」の事業所は26.2%でした。

◆従業員300人以上の企業は取得率公表が義務化

政府は、男性の育児休業取得率を令和7（2025）年までに50%に上げることを目標に掲げています。取得率を向上させる施策として、来年4月からの育児介護休業法の改正により、従業員が300人超1,000人以下の企業にも取得率の公表が義務付けられるようになります。また、従業員数100人超の事業主に対して、行動計画策定時に育児休業の取得状況等に係る状況把握および数値目標の設定が新たに義務付けられるようになります。

貨物軽自動車運送事業 安全管理者の選任義務化へ

国土交通省は、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（改正物流法）」の施行を受け、貨物軽自動車運送事業に対する新規制の案をまとめました。

◆規制措置

① 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」の選任を義務付け。選任にあたっては貨物軽自動車安全管理者講習の受講、以降2年ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講を求める。

② 業務記録の作成・保存の義務付け

業務記録の作成および1年間の保存を義務付ける。業務記録の主な項目としては、業務の開始、終了及び休憩の日時、業務の開始、終了及び休憩の地点、業務に従事した距離、主な経過地点など。

③ 事故記録の保存の義務付け

事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

④ 国土交通大臣への事故報告の義務付け

死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

⑤ 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている特定の運転者（運転者として新たに雇い入れた者、高齢者（65歳以上の者）、死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者）への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者の特定の運転者にも義務付ける。

2025年度から①～⑤の規制が適用されるにもかかわらず、周知が進んでいるとはいえません。関係する事業者は、講習を受講する準備や記録の見直し等を進めていきましょう。

雇用情勢（7月）

完全失業率 全国 2.7% 北陸ブロック 2.5%
有効求人倍率 全国 1.24倍 石川 1.47倍 金沢 1.58倍

主な産業の新規求人数（石川県）

建築業	744人
製造業	1,033人
情報通信業	89人
運輸業・郵便業	535人
卸売業・小売業	1,858人
宿泊業・飲食サービス業	609人
教育・学習支援業	111人
医療・福祉	1,849人
総合サービス事業	72人
サービス業	1,085人